

奈良県告示第三百三十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があった。

令和五年二月二十一日

奈良県知事 荒井正吾

指定訪問看護事業者等の名称	主たる事務所の所在地	訪問看護ステーション等の名称	訪問看護ステーション等の所在地	廃止年月日
合同会社シフト	香芝市尼寺二 一五五一一	訪問看護ステーション 笑顔	香芝市尼寺二 一五五一一 シャ ト一泉一〇C	平成三十年四月 三十日